

※内容が変更となることがありますので、最新の情報を確認の上、手続き等を行ってください。

空き家の購入を検討されている方へ（補助金のご案内）

「空き家情報バンク」に登録された物件を購入する場合には条件を満たすと「安芸高田市空き家購入補助金」を交付することができます。

空き家購入補助金

目的

空き家の有効活用による定住促進と地域経済の活性化を図るため、予算の範囲内において補助金を交付します。

対象者

安芸高田市への定住を目的（購入後5年以上居住すること）に「空き家情報バンク」に登録された空き家を購入する次のどちらかに該当する者

- 1 子育て世帯の者（満18歳までの子を有する者又は夫婦どちらかが満40歳未満の者）

（3親等内の親族間の売買でないこと・購入する者が利用希望者登録されていること・市税の滞納がないこと・暴力団員でないこと）

- 2 転入者（2年以上他の市町村の住民基本台帳に記載されている者又は転入後2年以内であって転入前に2年以上他の市町村の住民基本台帳に記載されていた者）

（3親等内の親族間の売買でないこと・購入する者が利用希望者登録されていること・市税の滞納がないこと・暴力団員でないこと）

※予算の範囲内で補助金を交付しますので、予算がない場合には交付ができませんのでご理解ください。

補助率	限度額	
空き家購入費用の3分の1	市内の子育て世帯の者	15万円
	転入者	15万円
	転入者の子育て世帯の者	25万円

必要書類

契約締結日から 3 か月以内に次の書類を添えて交付申請が必要です。

- 1 安芸高田市空き家購入補助金交付申請書（様式第 1 号）
- 2 世帯全員の住民票の写し（続柄記載のあるもの）
（住民票によって、転入後 2 年以内であること又は転入前に 2 年以上他の市町村の住民基本台帳に記載されていたことを確認できない場合は、世帯全員の戸籍附表が必要。）
- 3 住宅の売買契約書の写し（取得価格のわかるもの）
- 4 住宅の建物の位置、平面図及び立面図（延床面積がわかるもの）

必要書類

住宅の引き渡しを受けた後、3 か月又は交付決定日の年度末のいずれか早い日までに次の書類を添えて実績報告が必要です。

- 1 安芸高田市空き家購入補助金実績報告書（様式第 6 号）
- 2 住宅に転入されたことを確認するための世帯全員の住民票の写し
- 3 住宅の購入費等の領収書の写し
- 4 住宅の建物の登記事項証明書の写し
- 5 住宅が確認できる写真

※交付額確定後、請求書の提出が必要です。

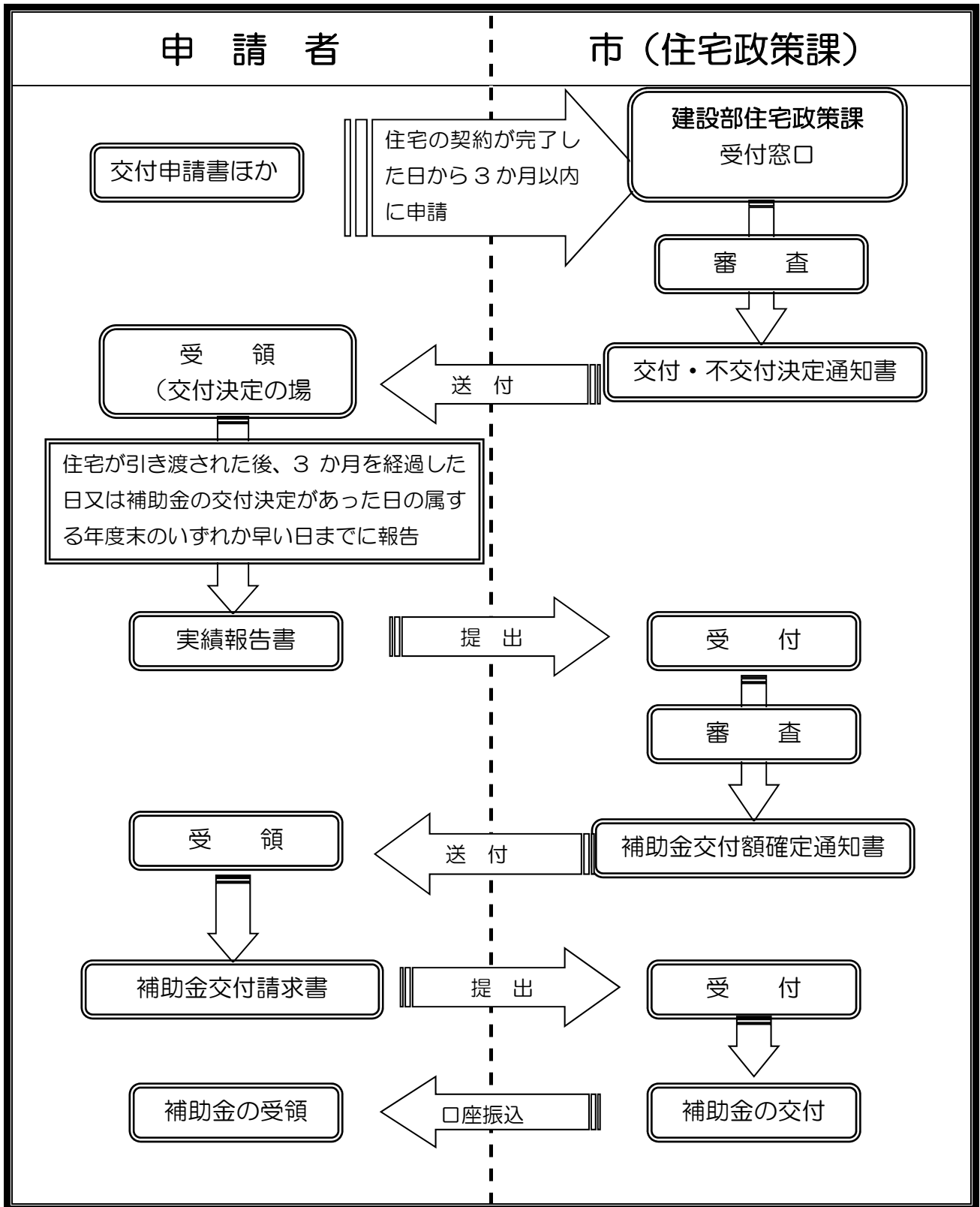
申請先・お問い合わせ先

安芸高田市 建設部 住宅政策課

住所：広島県安芸高田市吉田町吉田 791 番地

TEL：(0826) 47-1202 Fax (0826) 47-1206

安芸高田市空き家購入補助金申請の手続きの流れ



申請の変更（中止・廃止）

補助金の交付決定を受けた方が、申請内容に変更（中止・廃止）が生じた場合は、安芸高田市空き家購入補助金変更（中止・廃止）承認申請書（様式第4号）を提出してください。

実績報告

補助決定者は、補助対象住宅が引き渡された後、3か月を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度末のいずれか早い日までに、次の書類を安芸高田市建設部住宅政策課に提出してください。

- 1 安芸高田市空き家購入補助金実績報告書（様式第6号）
- 2 世帯全員の住民票の写し又は住民票記載事項証明書
- 3 補助対象住宅の購入費等の領収書の写し
- 4 補助対象住宅の建物の登記事項証明書の写し
- 5 補助対象住宅が確認できる写真

補助金の請求

補助金の額が確定した方は、安芸高田市空き家購入補助金交付請求書（様式第8号）を記入して安芸高田市建設部住宅政策課へ提出してください。

請求書が提出された後、補助金を交付します。

（注）補助金の返還

次の事由により、補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助金の全部又は一部を返還していただきます。この場合において、返還金額は補助金の交付を受けた日から起算して5年に満たない期間の年数（1年未満の端数が生じた場合は切り捨てるものとする。）に補助金額の5分の1の額を乗じた額とする。

- 1 虚偽又は不正の事実に基づいて補助金の交付を受けた者
- 2 補助金の交付を受けた日から5年未満で補助対象住宅を取り壊し、貸与し、又は売却したとき
- 3 補助金の交付を受けた日から5年未満で、世帯全員が転居又は転出したとき
- 4 補助金の使途が不相当と認められたとき